

## 平成21年度第2回東京都入札監視委員会定例審議概要

開催日及び場所	平成22年2月3日(水) 都庁第一本庁舎北塔34階A会議室
出席委員	<p>元東京都地方労働委員会事務局長 立花 壯 介(委員長)          弁護士 藤 谷 護 人(委員長職務代理者：          今回指名前)</p> <p>東京大学大学院総合文化研究科准教授 木 村 忠 正          弁護士 岩 島 のり子(委員長職務代理者：          今回指名後)</p> <p>首都大学東京都市教養学部・法科大学院教授 酒 井 享 平          日本大学理工学部教授 轟 朝 幸</p>
審議対象期間	平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日
定例審議議案	<p>東京都が平成20年度に発注した工事契約のうち、次の事由により計3件を抽出して定例審議の対象とした。</p> <p>(1) 東京都入札監視委員会において審議を行った入札・契約制度に係る契約          ア 低入札価格調査の実施案件          イ 総合評価方式 技術力評価型の適用案件</p> <p>(2) 入札方式等の異なる事案</p> <p>(3) 業 種</p> <p>(4) 起 工 局</p>
一般競争入札契約	1件 金町浄水場高度浄水施設(三期)築造及び送水管(2000mm)新設工事 低入札価格調査実施案件
指名競争入札契約	1件 街路築造工事(20二-環5の1千駄ヶ谷) 技術力評価型総合評価方式試行案件 低入札価格調査実施案件
随意契約	1件 都庁第一本庁舎(20)ゴンドラ設備改修工事その2 随意契約案件
委員からの主な意見・質問、それに対する回答等	抽出した3件について、それぞれ当該工事の所管部局から内容説明をした。 委員からの主な意見・質問及びそれに対する回答は、別紙のとおり
委員会による審議結果報告	<p>平成20年度に契約を締結した工事案件の中から抽出条件に基づき、対象事案3件を抽出し、入札及び契約手続等の運用状況を審議した。</p> <p>審議の結果、一般競争入札契約の事案については適正に制度運用されていること、また、指名競争入札契約の事案については技術力評価型総合評価方式を採用したことにより創意工夫の効果がでていること、随意契約の事案についてもコスト及び時間的制約のもとで適正に運用されており、いずれの事案とも入札及び契約手続等の運用が適正であったと認める。</p> <p>低価格での入札に関しては、平成21年10月から強化した低入札価格調査の実施状況等の分析を行い、制度検証に努められたい。</p> <p>総合評価方式については、評価基準の検証を進めるなど、一層適正な運用が図られるよう改善を進め、制度として充実されたい。</p> <p>また、随意契約については、他の契約方式による代替可能性を常に検討するとともに、随意契約の価格見積りにあたって妥当かつ合理的なチェックを徹底されたい。</p>
その他の審議結果	<p>昨年12月1日付の委員改選に伴い、定例審議に先立つ今回委員会審議において、立花壮介委員が委員の互選により委員長に選任(再任)された。</p> <p>また、委員長指名により岩島のり子委員が委員長職務代理者に就任(新任)した。</p>

別 紙

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>&lt; 議案 1 &gt;            金町浄水場高度浄水施設（三期）築造及び送水管（2000mm）新設工事            [ 水道局所管 ]            低入札価格調査実施案件</p> <p>Q：本件は、現行の特別重点調査導入前の旧制度により実施された案件であるが、現在の制度であてはめるとどうなるか。</p> <p>Q：本件は現在施工中であるが、なにか不都合はあるか。</p> <p>Q：低入札調査のなかで、予定価格と入札金額の見積りでどこに差がでていたのか。他の入札者もかなり低いかどうか。</p> <p>Q：技術的な履行の確認は、どのような手続きで行われたのか。</p> <p>Q：現行制度で新しい基準が運用されるとそこをねらって入札する傾向がありそうであるが、どうか。</p> <p>意見：特別重点調査は、都と業者の両者がコストをかけて行うものなので、できることならば行わないで済むに越したことはない。業者の入札行動を変えてもらうことが本来の趣旨だと思うので、その方をぜひ検討していただきたい。</p> <p>意見：昨今のデフレ傾向や過当競争の歯止めは政策的要素がからむので入札制度だけで改善できるものではないが、特別重点調査の運用により状況を改善していくことも重要である。</p>	<p>A：本件は、（現行制度を前提に入札したものであるが、仮に）現行制度にあてはめると特別重点調査に該当し、落札しない可能性が高くなる案件と思われる。</p> <p>A：工事の施工能力には問題はない。ただ実態上低入札価格だという理由で契約変更の協議が必ずしも円滑に進まないことがあった。</p> <p>A：すべての項目について低い見積もりであったが、受注意欲が強く、積み上げでやっており施工可能であると回答している。各社とも強い受注意欲による競争の結果だと考えている。</p> <p>A：低入札価格調査委員会において技術職の管理職が参加して、ヒアリングをへて起工部署が作成した低入札価格技術調査報告書に基づき技術面について検討し確認した。</p> <p>A：すべての案件がそういう入札になっているわけではないが、その基準をねらって応札してくることがないわけではない。</p> <p>説明：特別重点調査は、その工事をやることによって適切な賃金水準や下請け対応が確保されるかといった（直接的な）観点や受注企業自体の活力が失われないかといった長期的な観点から行っている。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>&lt; 議案 2 &gt;            街路築造工事（202 - 環5の1千駄ヶ谷）            [ 建設局所管 ]            技術力評価型総合評価方式試行案件            低入札価格調査実施案件</p> <p>Q：本件は技術点の評価が高いことにより落札した案件であり、技術力評価型総合評価方式の効果が発揮されたものといえるが、工事の進捗状況等でなにかよかった点はあったか。</p> <p>Q：本件は、内回り車線が地上で、外回り車線が地下という街路築造工事であるが、両車線とも地下ということは検討したのか。</p> <p>Q：本件の総合評価において、どのような組織体制で技術力を評価したのか。</p> <p>Q：評価項目によっては、主観的な評価となるところがあるが、具体的にどのようなところで差がついたのか。</p> <p>意見：総合評価制度は、基本的には客観的に点数がつけられるはずだが、評価には必ず主観的な価値判断が伴うものなので、配点等の妥当性について適正に評価ができるよう常に分析・検証に努めていただきたい。</p>	<p>A：請負者は住民対応も非常にしっかり行っており、現場管理もきちんとしている。工事自体も問題なく施工されている。</p> <p>A：一般街路は、平面交差が基本となるので、地上車線が通例で地下車線は特殊である。今回は、近隣に貴重な種類の植物があるため、幅員を狭くし、片側を地下車線とした。</p> <p>A：街路事業の所管のほか、契約担当、技術系の管理職による技術審査委員会において、施工計画に関するヒアリングを踏まえて地域での施工上の課題や施工手順・工程管理を着眼点として評価を行った。</p> <p>A：例えば施工計画において施工箇所の特性等施工上の課題への対応の適切性及び施工手順、工程管理の妥当性がより具体的で実効性のあるものかどうかを評価したものである。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>&lt; 議案 3 &gt;  都庁第一本庁舎（ 2 0 ）ゴンドラ設備改修工事その2  [ 財務局所管 ]  随意契約案件</p> <p>Q：随意契約とした理由は理解できるが、見積金額をどのような観点から適正化に向けチェックしたか。</p> <p>Q：設備設置のときに保守工事込みで競争入札させることはできないのか。</p> <p>Q：本件はゴンドラ設備の部分取替えであるが、全部取替えた場合のことを検討したか。</p> <p>意見：随意契約による契約をなるべく減らすようなやり方を検討すべきである。</p> <p>意見：随意契約については適正に手続きを進めた上で、合理的なチェックができるよう明確な基準に基づき精査を行っていただきたい。</p>	<p>A：積算に当たっては、作業工程の中で必要な人工の数量や作業時間、人数などできるだけ詳細な見積内訳をもらい、都の標準単価や専門メーカーからの見積りと比較精査する等により適正な価格設定を図った。</p> <p>A：今回の工事は設置後 1 8 年後の改修工事であり、そうした形での契約は期間が長くなりすぎるため現実的には難しい。</p> <p>A：本件は、揚重が重要で、防災無線やヘリポートがあるなど、本庁舎の機能を損なわずに、工程調整など限られた期間でコスト的に最小限で更新するためには全部取替えでは困難と判断し、部分取替えとした。</p>